

市 都 政 第144号
平成12年 8月 2日

千葉県知事 沼 田 武 様

市川市長 千 葉 光 行

塩浜地先の護岸管理に関する要望

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市市政に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市塩浜地先の護岸につきましては、昭和40年代に市川二期地区の埋立計画を前提として築造された暫定的な護岸であります。従って、高潮堤及び海岸保全区域も、また、湾岸道路北側の内陸部にあるという状況です。

この護岸の管理は、現在、昭和44年の県と市による協定に基づき市が行っておりますが、本来、埋立が完了した時点では、埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して県が管理するものと認識してまいりました。

その後、市川二期地区計画の進捗の遅れとともに、護岸の老朽化が進み、路盤が陥没するなど危険な状態となっています。これまでは、危険箇所について随時補修をしながら、埋立事業による本格的な改修を待ってきたという経緯がございます。

しかしながら、このたび、7月8日の台風3号による波浪等により、護岸の路盤にこれまでにない大きな陥没を多数生じました。この陥没の原因となる鋼矢板の腐食及び路盤下の土の流出は、随所に見られますので、ほぼ全域にわたって危険な状態であると考えられます。

この対応といたしましては、陥没地への転落を防止するための応急措置を施すとともに、危険区域への立ち入りを禁止する措置を講じたところです。なお、抜本的な対

策としては、調査を行った上で改修方法を検討することとしております。

つきましては、護岸の危険状況調査及び改修方法の検討にあたり、県の協力と助言をいただくよう特段のご配慮をお願いいたします。また、市川二期地区計画の手続きを促進し、事業の早期実現を図ることにつきましても、併せてお願いいたします。